

# 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所「久留米昌普久苑」運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人守屋福祉会が開設する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所「ショートステイ久留米昌普久苑」(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の必要な支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ショートステイ「久留米昌普久苑」
- ② 所在地 福岡県久留米市上津町 1890 番地 1

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

- ① 管理者 1名(常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
医師 1名(非常勤兼務)  
医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。  
生活相談員 1名以上(常勤兼務1名以上)  
生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。  
看護職員 2名以上(常勤兼務2名以上、機能訓練指導員と兼務)  
介護職員 16名以上(常勤兼務16名以上)  
介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。  
機能訓練指導員 1名以上(常勤兼務1名以上、看護職員と兼務)  
管理栄養士 1名(常勤兼務)管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。  
従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

#### (利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次の通りとする。

- ① 併設利用型 11名
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員 29名以内

#### (短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次の通りとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制
- ⑥ 医師の発行する食事せんに基づいて提供される治療食の提供

2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円徴収する。

#### 3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1)滞在費 個室 2,066円(11室)(1日あたり)
- 2)日常生活費・教養娯楽費 0円(1日あたり)
- 3)食費 朝食405円、昼食520円、夕食520円 合計1,445円(1日あたり)
- 4)利用者が選定する特別な食事の提供を行った事に伴い必要となる費用
- 5)美容代 実費

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は第3項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとなる。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、久留米市、八女市、広川町、筑後市、鳥栖市などの区域とする。

#### (サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

#### (非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難救出訓練を行う。

#### (身体拘束防止に関する事項)

第11条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止の為の指針を整備する。
- ② 虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に実施するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を定める。
- ⑤ 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

- (2) 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (その他運営についての留意点)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人守屋福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から変更・施行する。

この規定は、令和6年8月1日から変更・施行する。